

議事日程(第1号)

平成28年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第50号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第51号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第52号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第53号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第54号 平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第56号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第57号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第58号 自治功労者の推戴について
- 日程第15 議案第59号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第60号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第61号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第62号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第63号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 報告第 2号 平成27年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第21 報告第 3号 平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第22 請 願 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請
- 日程第23 陳 情 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を

求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 49 号 平成 27 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 50 号 平成 27 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 51 号 平成 27 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 52 号 平成 27 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 53 号 平成 27 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 54 号 平成 27 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 55 号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 56 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 57 号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 58 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 15 議案第 59 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 60 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 17 議案第 61 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 62 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 63 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 報告第 2 号 平成 27 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 21 報告第 3 号 平成 27 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 22 請 願 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請
- 日程第 23 陳 情 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を求める陳情書

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	理事(会計管理者)	今泉 俊裕
総務課長	満行 誠	都市整備課長	安河内 久人
地域振興課長	安河内 隆	まちづくり課長	櫻木 幹夫
上下水道課長	石井 浩二	健康福祉課長	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	税務課長	甲能 裕和
子ども教育課長	御手洗 文生	社会教育課長	川津 政文
総務課参事	平山 幸治	総務課課長補佐	諸石 豊
監査委員	百田 清二		

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

猛暑の後、残暑も厳しゅうございましたが、先日の雨から、雨が降らなかったのが雨ばかりで、稲刈りをしている議員もいらっしゃいますが、延び延びになるのではないかと考えております。

また、週末には台風が来るようでございます。防災関係に何か問題があったときはまた皆さんに御迷惑をかけるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしく願いします。

ただいまから、平成28年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成28年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告をいたします。

去る8月25日午後2時より議会運営委員会を開催し、平成28年第3回定例会の運営について協議検討をいたしました。

今回、提出された案件は、議案が15件、報告2件、請願、陳情各1件ほか町長諸報告3件並びに閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日9月2日から9月14日までの13日間としております。

委員会付託につきましては、議案第49号から第54号まで、決算認定議案であり、一括提案として決算審査特別委員会に付託し、議案第61号は予算審査特別委員会に付託いたします。

常任委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会4件、人事案件の議案第59号、議案第60号につきましては、本日採決をいたします。

一般質問は、9月8日午前9時から行い、終了後、全員協議会を特別会議室にて開催をいたします。

なお、9月9日の工事現場視察は午前9時から行い、終了後、各常任委員会を開催をいたします。9月14日、最終本会議では、議案13件、請願、陳情2件の採決を行うようにしております。

よろしく審議をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を、本日から9月14日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月14日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議長が申されましたように、連日暑い日が続いておりますけれども、8月の天気でもございましたけれども、9月に入りまして非常にしのぎやすくなってきたというところがございますが、台風12号が接近しているような状況でもございまして、きょうも議会前に臨時課長会を開いてその対応をしたわけでもございます。議員各位全員出席で議会を開催され、心から感謝を申し上げます。

それでは、町長報告を申し上げます。

平成27年度一般会計決算について

まず、平成27年度の一般会計決算についてでございます。

平成27年度一般会計決算につきましては、歳入総額88億2,193万1,877円に対しまして、歳出総額は85億6,057万9,893円でございます。歳入歳出差引額は、2億6,135万1,984円でございます。前年度決算に対しまして、歳入は11.4%、歳出は12.8%の増となっております。

平成27年度の決算は、歳入、歳出総額につきましては、共に80億円を上回り過去最高額となっております。財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、87.0%から85.5%へ1.5ポイント改善したわけでもございますが、これは経常一般財源収入の地方消費税交付金の増加、あるいは経常収支比率を下げた大きな原因であると考えております。

では、具体的に歳入でございますが、本町予算の約24%を占めます地方交付税は、21億4,052万円でございます。率にいたしまして2.3%の減となっております。アベノミクスの効果により地方税収がアップしたため交付税額が減額となったと分析いたしております。

町の自主財源の約75%を占めております町税でございますが、27億8,154万円となっております。主に事業所の増や売り上げの増により町民税の法人分の税収が伸びたため、町税全

体では、2.4%の増となっております。

前年度より大幅に増加したのは地方債収入で80.9%、社会保障財源を含む地方消費税交付金が73.6%、消費喚起型プレミアム商品券の販売収入により諸収入が140.9%の増となっております。

次に歳出でございますが、人件費は、11億7,231万円でありまして、1,670万円の減額でございます。率にいたしまして1.4%の減でございます。職員給につきましては、26年度末の退職者が8名、27年度の採用が6名で、2名の減であったわけでございますが、このほかに嘱託職員が前年度末から7名増加しておりますので、決算額といたしましては、522万円の増額、率にいたしまして0.7%の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、11億2,156万円、前年度に比べ公共施設の整備など大きな事業をおこなっております。6億8,771万円の増額になります。率にいたしまして158.5%の増でございます。平成27年度の主な事業といたしましては、補助事業では「城山地区の道路改良」や「旅石～乙植木線の舗装改良」など、平成26年度からの繰越事業であります「須恵第一小学校校舎の耐震補強」や「第二学童保育所の増築」などを施工いたしました。

単独事業では「アザレア幼稚園の建設」や「文化会館空調の更新」、「須恵中学校校舎外壁の改修」、「中部防災センター」仮の名前でございますが、用地取得などを行いました。

次に、繰出金でございますが、27年度の特別会計への繰出金は、11億8,103万円でございます。率にして2.0%の増でございます。繰出金は年々増加傾向にあるわけでございますが、その中で主に国民健康保険特別会計の歳入となります平成27年度の前期高齢者交付金や平成26年度の医療費の減少により平成27年度の県の調整交付金が増額となったために、国民健康保険特別会計への繰出金は大幅に減額になりました。

繰出金の主なものといたしましては、国保、後期高齢者医療会計へのおよそ5億9,400万円、公共下水道事業特別会計におよそ2億8,000万円、介護保険事業へは2億8,800万円の繰り出しでございます。

財政調整基金、減債基金につきましては、利子、あるいは不動産売払収入など1,274万円を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、当初予算では、財政調整基金5億2,000万円を、繰入金の予算として計上しておったわけでございますが、最終的には、財政調整基金を378万円の取り崩しで終えることができました。これも議員皆様、町民皆様の御理解と、御協力並びに職員の努力の賜物だと、心より感謝を申し上げる次第でございます。財政調整基金、減債基金をあわせたところでは、現在の基金残高は、28億7,711万円となっております。

最後になりますが、議案の提出にあわせまして、財政健全化法によります「財政の健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」を、監査委員の意見をつけて御報告いたしておりますが、両比率につきましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えます。

平成27年度の水道事業決算について

次に、平成27年度の水道事業決算についてでございます。

平成27年度は、一昨年のように災害が起こるような雨は降りませんでした、水が必要な時期に適度な雨が降ったおかげで、平年どおりの雨量に恵まれました。また、水道企業団からの送水量もふえまして、水の安定的な供給ができたと思われまます。

しかしながら、今年は例年になく寒さにより寒波が原因とされます凍結及び漏水事故が発生いたしました。町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました、事前に注意喚起を行ったおかげで、他市町のように断水をすることもなく、安定的に水の供給ができたと思われまます。

平成27年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億8,623万5,301円に對しまして、同経費は5億5,200万6,925円で、差し引き3,422万8,376円の黒字となっております。

収入面では、長引く経済活動の停滞、節水意欲の浸透など、水需要はここ数年横ばい状態にあります。費用面では経費の削減に努めてまいりましたので、3,400万円余りの純利益を生じております。

その結果、当年度、未処分利益剰余金は3億6,246万6,201円となりました。今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう、努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

「災害時における通信の確保」について

次に、災害の予防喚起に際しまして、6月議会の一般質問の答弁の中で、「緊急用の優先電話」の設置を進めている話をいたしてまいりましたが、今回「特設公衆電話」の設置が、8月末に完了いたしましたので、御報告申し上げます。

携帯電話等からの「災害用伝言ダイヤル」、あるいは、インターネット接続機能を使った「災害用伝言板」といった、「災害用伝言サービス」は、よく知られておりますが、ここで報告いたします「特設公衆電話」は、避難所から、無料で使用することができる、発信専用の公衆電話サービスでございます。

この電話は、平常時は使えませんが、災害発生の際に、あらかじめ用意しております電話機を接続して利用することができるものです。

通常、電話が混み合いますと、発信規制、あるいは接続規制など通信制限が行われるものであります。特に、大規模災害時は、約90%以上の制限が行われると言われておりますが、この

「特設公衆電話」は、一般の電話より優先的に接続いたしますので、かかりやすく、心配されている御家族への、避難所から安否状況をお知らせすることができるものであります。

この「特設公衆電話」を各避難所へ設置することにつきましては、これまでNTT西日本と打ち合わせを続けたわけですが、先月末にNTT西日本の負担で、建物までの配線工事が町内18カ所の避難所で完了いたしました。

糟屋郡内では、篠栗町が先に設置済みで、宇美町が、現在、設置前の調査を行っているとお聞きしております。「災害時における通信の確保」という、通信面での整備が、比較的早期にできたものと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより町長の緒報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告をいたします。

去る8月16日、平成28年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましてはお手元に配付している資料のとおりでございます。組合長諸報告におきまして、し尿処理施設「酒水園」につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、平成27年度の搬入量は1万4,495キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのことであります。しかし、施設は昭和57年より稼働し34年が経過し、老朽化が進んでいる現状で、点検、維持補修を繰り返しながら延命化対策を図っているとの報告がっております。

また、「クリーンパークわかすぎの運営管理」につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては、平成27年度1年間で約4万2,522トンの可燃ごみを処理し、約2万5,784トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したということでもあります。

リサイクルプラザにおきましては、約2,541トンの不燃、粗大ごみを処理しており、そのうち、有価物としてアルミ缶、スチール缶あわせて156トン、ペットボトル150トン、破砕鉄、2級鉄、アルミ缶等470トンを搬出し、約2,899万円の売却益が出ております。

今後の「大牟田リサイクル発電関連」につきましては、去る6月29日に株主総会が行われ、経営面では、平成25年3月にフィット制度に基づく電力受給契約へと変更したことから売電収入が増加し、収益を改善することができました。そのため当期純利益は3億2,794万5,000円を計上し、繰越利益剰余金は5億5,140万3,000円となっております。

しかしながら、適切な操業管理、在庫管理を行うことでRDF貯蔵サイロの安定運用が求められ、依然として厳しい状況にあることにはかわりないとの報告がありました。

最後に、「事業延長に関する地元協議」につきましては、4月にクリーンパーク稼働延長協定調印式を行い、平成30年度から10年間の施設の稼働延長に関しては、地元の皆様に同意をいただくことができました。今後は、協定に基づいて、稼働延長の条件である周辺環境整備を遅延なく進めていくとの報告がありました。

続きまして、議案ですが、議案第3号は、平成27年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

決算総額につきましては、歳入総額25億5,981万6,005円、歳出総額24億1,598万1,192円で、歳入歳出差引残額は1億4,383万4,813円となっております。

須恵町の分担金としましては、4億8,889万1,000円で、3町分担金総額の29.78%となっております。

全員賛成で可決しております。

議案第4号は、平成28年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてです。

主なものが、歳入につきましては、構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額で、須恵町負担金につきましては2,446万6,000円の減額となっております。

歳出につきましては、地元との施設の稼働延長協定による諸条件を、今後3年間で実施する地元対策事業4,000万円の増額です。

全員賛成で可決しております。以上です。

なお、議案書及び平成27年度歳入歳出決算書につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

○議長（三角 良人） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 北筑昇華苑組合の議会報告をさせていただきます。

平成28年8月22日、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されましたので、御報告させていただきます。資料につきましては、お手元の資料を御参照ください。

日程第5、第4号議案北筑昇華苑組合行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の施行に伴い、北筑昇華苑組合行政不服審査会を設置することに関し、必要な事項を条例で定め

るもので、附則として、北筑昇華苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中の文言の一部改正及び北筑昇華苑組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の報酬支給日の詳細、及び報酬額及び区分の追加をするもので、全員賛成で可決されました。

第5号議案北筑昇華苑組合行政不服審査関係手数料条例の制定については、第4号議案同様、行政不服審査法の施行に伴い制定するものです。

行政不服審査法に伴う、書面等の交付に対する手数料の額等を定めるもので、全員賛成で可決されました。

第6号議案北筑昇華苑組合行政手続条例の制定については、行政手続法の規定の趣旨に則り、処分、行政指導及び届け出に関する手続きについて定めるもので、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的とするものです。

行政手続は古賀市行政手続条例によるものとし、全員賛成で可決しました。

日程第6、第7号議案北筑昇華苑組合職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を制定するもので、再就職者による依頼等の規制及び再就職及び離職等における任命権者への届け出などを定めており、附則として、北筑昇華苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び北筑昇華苑組合一般職の任期付職員の採用に関する条例の条例中の条項を定める一部改正をするもので、全員賛成で可決されました。

日程第7、第8号議案平成27年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額2億8,548万4,944円、歳出総額2億5,653万3,738円、歳入歳出差引額といたしまして2,895万1,206円となっており、全員賛成で可決されました。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑の説明を終わらせていただきます。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成28年8月29日に粕屋南部消防本部において、第3回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第16号粕屋南部消防組合行政不服審査会条例の制定については、全面改正された行政不服審査法が、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の制定を行うもので、条例第3条で、組合長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。第3条第3項では、委員に職務上の義務違反、そのほか委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。第3条第4項では、職務上、知ることができた秘密を漏らしてはならないなどを定め

ており、全員賛成で可決しました。

議案第17号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、議案第16号同様、行政不服審査法の施行に伴い制定し、関係する5つの条例の一部改正を行うものです。

粕屋南部消防組合情報公開条例及び粕屋南部消防組合個人情報保護条例の一部改正は、条例中の文言を改めるもの。粕屋南部消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表の報酬及び費用弁償に、それぞれ粕屋南部消防組合行政不服審査会の委員を追加するもの。粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正は、条例中の根拠法である行政不服審査法の条項を改めるもの。粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部改正は、別表の手数料に、行政不服審査法に基づく書面の交付等の手数料を追加するもので、全員賛成で可決しました。

議案第18号、平成27年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額26億3,045万255円、歳出総額26億1,321万5,361円、歳入歳出差引額1,723万4,894円、実質収支額1,723万4,894円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第19号粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額4,847万7,551円、歳出総額3,375万6,169円、歳入歳出差引額1,472万1,382円、実質収支額も1,472万1,382円となっており、賛成多数で認定しました。

議案第20号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ574万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,452万8,000円とするものです。

また、債務負担行為の補正で、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用負担金（指令システム整備工事）を、補正前限度額3億8,699万1,000円を1,685万2,000円減額し、補正後限度額3億7,013万9,000円とするもの、地方債の補正では、起債の目的、福岡都市圏消防指令システム（緊急防災、減債）、補正前限度額3,600万円を、補正後4,170万円とする。それに伴い、一時借入金の補正で、借り入れの最高額に570万円を追加し1億90万円とするものです。

歳入において、組合債を570万円増額し、歳出において、消防費574万5千円を増額するものですが、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用において、充当率100%の緊急防災減債事業債が平成28年度で終了するため、平成29年度実施予定の事業を一部前倒しするものとなっています。

全員賛成で可決しました。

報告第3号平成27年度粕屋南部消防組合一般会計継続費清算報告書については報告です。

一般質問では、志免町、寺田議員より、消防団との連携、消防署の人員、消防庁舎の耐震性、ドローン及び自動二輪車の装備など、防災及び整備について質問がなされました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義議員。

○議員（12番 三上 政義） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告をさせていただきます。

平成28年8月31日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合におきまして、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、皆様のお手元にお配りしているとおりでございます。

議案第7号は、平成28年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ862万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,442万3,000円とするものでございます。これは、主に、歳入では、県補助金で、森林環境保全直接支援事業が949万1,000円の減となっておりますが、製材生産性強化対策事業補助金が823万円の増、前年度繰越金におきまして1,022万6,000円の増となっております。

歳出では、事業費で、造林事業委託料397万7,000円、間伐材運搬代11万3,000円、森林作業道開設工事408万5,000円のそれぞれ増額となっており、全員賛成で可決いたしました。

議案第8号は、平成27年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額7,223万5,532円、歳出総額6,000万9,374円、歳入歳出差引額1,222万6,158円、実質収支額1,222万6,158円となっております。

全員賛成で認定いたしました。

議案第9号は、財産処分についてで、篠栗町へ移管いたしました蛇谷線林道用地の一部を、道路敷地として篠栗町へ寄附するものでございます。

全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので御参照いただきますようよろ

しくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わらせていただきます。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、自席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 粕屋南部消防組合議会でございます。今度、粕屋町に出張所ですかね、できたのが支所、できたんですけれども、私はあそこを通るたびに思うんですけど、いつもシャッターが閉まっているんですね。あそこは緊急の場合の、緊急の場合といいますか、南部署から粕屋地区のほうに出動する場合、時間がかかるということで、そのような関係であそこにつくったということなんですけれども、よく本当に閉まっていて、活動しているかしていないかわからないような状態が多く見受けられるんですけれども、一応日章旗、もちろん消防署の旗は上がっておりますけれども、人の動きもほとんど見られません。

で、せっかく防災に関しましては全国的にプランがある状態でございますので、やはり、緊急に出動をする意味でもシャッターはいつも開けておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、それは南部消防署のほうでその緊急性がなければ閉めておくんだよということがあれば別ですけども、そういうのがあるのであれば改善していただければというふうに。

地域の方々もあそこを通るたびに閉まっていたら安心安全がどうなるのかなという不安もあるんじゃないかなと思いますけれども、これは報告で結構ですので、何人体制であそこにいつも常駐してあるのか、報告があったかもしれませんけれども、それと、活動するのにシャッターだけでも開けていたほうが良いということで要望を込めてお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 早速、南部消防署に行って活動を伺ってきます。今はなんですが、救急車しかないんです。来年あたりから消防車が入ることになっているんじゃないですか。一応、再度、伺ってきます。

○議員（11番 原野 敏彦） そうであれば、配備したときには、地域の方々に安心安全を届けていただきたいということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。——これで質問を終結します。

日程第5. 議案第49号

日程第6. 議案第50号

日程第7. 議案第51号

日程第8. 議案第52号

日程第9. 議案第53号

日程第10. 議案第54号

○議長（三角 良人） ほかに。——これで質問を終結します。

これより、議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第49号から議案第54号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第5、議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉出納課理事。

○出納課理事（今泉 俊裕） おはようございます。

それでは、議案第49号から議案第53号までの平成27年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月15日から7月29日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等を後ほど御参照いただきたいと思います。と存じます。

それでは、初めに、議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、別冊の、平成27年度須恵町歳入歳出決算書をお願いいたします。

決算書の10ページでございます。実質収支に関する調書ですが、歳入総額8億2,193万1,877円に対しまして歳出総額8億5,057万9,893円で、歳入歳出差引額、形式収支は2億6,135万1,984円です。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額3,204万2,000円を差し引いた実質収支額は2億2,930万9,984円となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は9,181万1,735円の

赤字で、これに黒字要素であります財政調整基金への積立額1,217万680円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩額377万5,680円を差し引いた実質単年度収支は8,341万6,735円の赤字となっております。

2ページ、3ページに戻っていただきまして、歳入の主な構成比を申し上げますと、1款町税が31.5%、6款地方消費税交付金5.4%、9款地方交付税24.3%、次のページ、4ページ、5ページの13款国庫支出金11.1%、14款県支出金5.7%、18款繰越金3.8%、20款町債10.0%で、歳入合計額の予算総額に対する収入率は95.0%、調定額に対する収入率は98.2%となっております。

次のページ、6、7ページ、歳出でございます。主な構成比を申し上げますと、2款総務費が13.1%、3款民生費39.5%、4款衛生費11.7%、8款土木費7.6%、次のページ、8ページ、9ページに移りまして、9款消防費5.1%、10款教育費12.3%、12款公債費6.7%となっております。

歳出予算で翌年度へ繰り越す額は4億4,182万9,178円で、主なものは、須恵東中学校大規模改造事業、臨時福祉給付金給付事業などがあります。

歳出合計額の予算に対する執行率は92.2%ですが、予算減額から繰越額を除いた執行率は96.8%となっております。

次に、議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

186ページをお願いいたします。186ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額37億601万1,403円に対しまして、歳出総額36億9,960万299円で、歳入歳出差引額は641万1,104円となり、実質収支額も同額でございます。これを単年度収支で見ますと194万3,877円の黒字です。これから赤字要素であります法定繰入金以外の一般会計からの繰入金1,200万円を差し引き、黒字要素であります前年度分の国庫負担金の返還金3,284万224円を加えた実質単年度収支は2,278万4,101円の黒字となっております。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は92.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.9%となっております。

次に、議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、218ページをお願いいたします。

218ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,589万4,390円に対しまして歳出総額2億7,266万2,950円で、歳入歳出差引額は1,323万1,440円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は101.6%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計

額の予算に対する執行率は96.9%となっています。

次に、議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

236ページをお願いいたします。236ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億7,005万3,862円に対しまして歳出総額11億6,339万3,344円で、歳入歳出差引額は666万518円、実質収支額も同額でございます。歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.6%となっています。

最後に、議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

258ページをお願いいたします。258ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,774万7,959円に対しまして、歳出総額7,443万9,028円で、歳入歳出差引額は330万8,931円、実質収支額も同額でございます。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は99.2%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.1%となっております。

以上であります。

○議長（三角 良人） 次に、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の6ページをお願いします。議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度須恵町水道事業会計決算書を監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の、平成27年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。一番薄い決算書でございます。

1ページ、2ページをお願いいたします。平成27年度須恵町水道事業決算報告書でございます。なお、以下消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入は、第1款水道事業収益、2ページの2列目でございます。決算額6億3,063万7,999円、前年度比0.5%の増でございます。主なものは、給水収益の増でございます。

次に、支出は、第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億7,142万1,432円、前年度比2.7%の増でございます。2列右でございます。予算額に比べ447万1,568円の不用額が出ておりますが、各科目ごとの残額の積み上げによるものとなっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出のうち、収入は、第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額1億2,557万4,540円、前年度比21.6%の増でございます。これは、浄水施設耐震補強及び緊急時連絡管等に伴う企業債及び国庫補助金の増収でございます。

次に、支出は、第1款資本的支出、4ページの2列目でございます。決算額3億975万9,860円、前年度比11.7%の増でございます。これは、浄水施設耐震補強工事及び緊急時連絡管布設工事、並びに佐谷立毛地区測量実施設計業務委託料等の増でございます。

3ページの下段でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,418万5,320円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号から議案第54号については、議長を除く13人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第54号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に田ノ上真議員であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長(三角 良人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第11、議案第55号

○議長(三角 良人) 日程第11、議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） おはようございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例。

須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町立認定こども園アザレア幼児園新園舎が山の神広場に建築されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

9ページの新旧対照表をお願いいたします。

須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。第1条中、山の神広場を削除。第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。第2条中、山の神広場を削除。別表第9条関係につきましても、山の神広場の項を削除するものでございます。

8ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第12. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の

一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

13ページの新旧対照表で説明いたします。

改正政令中、児童扶養手当の支給制限の額等に関する条文の追加による項ずれに合わせた条例改正で、第3条第2項の対象者から除くもののうち第4号、第6号、第7号の条文中、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項を第8項に、第8号の条文中児童扶養手当法施行令第2条の4第4項を第7項に改めるものです。

12ページに戻ってもらって、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用するとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第57号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） 議案書14ページをお願いいたします。

議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、須恵町立認定こども園アザレア幼児園新園舎が建築されたことに伴いまして、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

本条例は、平成18年に旧西幼稚園と第一保育所の2カ所をアザレア幼児園としておりましたが、山の神広場に新園舎を建築しましたことで、住所を変更するものでございます。

16ページの新旧対照表をお願いいたします。

右の欄第2条、須恵町大字旅石72番地353、須恵町大字旅石84番地4を削り、改正後の須恵町大字旅石72番地521に改正するものでございます。

15ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第58号自治功労者の推戴についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第58号でございます。17ページでございます。

自治功労者の推戴でございますが、提案理由といたしまして、自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

住所、須恵町大字須恵377番地89。氏名、井上 仁。生年月日、昭和21年9月2日、生まれでございます。今日が誕生日ですね。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第58号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第59号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第59号。

19ページでございます。

教育委員の任命についてでございますが、教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、本議会の同意を求め

るものでございます。

提案理由といたしましては、今泉 靖親氏が任期満了になったため、その後任を選任するものでございます。

住所、須恵町大字植木1647番地の1。氏名、秦 道隆。生年月日、昭和30年3月31日。任期、平成28年10月1日から平成32年9月30日まで。経歴書については次のページに載せておりますので、参考をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第59号須恵町教育委員会委員の任命については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第16. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第60号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第60号。

21ページでございます。

同じく須恵町教育委員会委員の任命でございますが、提案理由といたしましては、現教育委員であります本山 和恵氏が任期満了となるために、再任をお願いしたいということでございます。

住所、須恵町大字新原376番地9。氏名、本山 和恵。生年月日、昭和41年8月1日。任期が平成28年10月1日から平成32年9月30日でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第60号須恵町教育委員会委員の任命については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第17. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は23ページをお願いいたします。

議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,652万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億4,290万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等々は、第1表歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によります。

次の2ページをお願いいたします。第1表です。

歳入の主な補正を申し上げます。

13款2項国庫補助金499万9,000円の補正です。これは、認可私立保育園に対する補助金外に係る国庫補助金でございます。

14款2項県補助金667万円の補正です。これは、尾黒ため池改修工事に係る県補助金でございます。

次に、15款財産収入188万4,000円の補正は、歳出で同額を財政調整基金に積み立てをするものでございます。

17款1項繰入金2,100万円の補正。これは、今回の補正予算の財源不足分を、財政調整基金を取り崩して賄おうとする予算でございます。

18款1項繰越金1億2,036万円の補正。これは、前年度決算の実質収支額2億

2,930万9,000円を全額計上する補正でございます。

19款諸収入3項雑入では1,153万4,000円を補正しております。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、人件費につきましては、当初予算で見込んでおりました職員数が、4月の人事異動によりふえたことで、予算額が不足します3件の費目のみを今回補正させていただいております。

それ以外の主な補正を申し上げます。

2款1項総務管理費523万9,000円の補正です。これは、公会計システムの導入外財政調整基金積立などの補正でございます。

3款民生費7,472万5,000円の補正。主に、2項児童福祉費の6,989万2,000円の補正です。これは、西幼稚園跡地の駐車場整備工事外保育士保健業務委託料、保育対策総合支援事業費補助金などの補正でございます。

6款1項農業費2,163万8,000円の補正は、尾黒ため池改修工事外の補正でございます。

8款土木費4,270万円の補正。2項道路橋梁費2,570万円は町道3本の舗装改良工事。

3項河川費1,300万円はサル田水路の補修の工事の補正でございます。

9款1項消防費384万7,000円の補正は、明後日、日曜日に行われます消防操法大会の県大会に係る出勤費用弁償などの補正でございます。

10款教育費1,867万7,000円。次のページをお願いいたします。5項社会教育費、補正額1,339万8,000は、主に、先に申しました職員異動に伴う人件費の補正でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正です。追加としまして粕屋南部消防組合の平成27年度の起債の借入分の償還分といたしまして、平成28年度から37年度まで9,082万6,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第61号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子議員、副委員長に田ノ上真議員であります。

日程第18. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の24ページでございます。

議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の24ページをお願いします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,058万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

6款1項繰越金、補正額258万6,000円は、収支調整により増額するものでございます。

次の26ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額258万6,000円は、人事異動に伴う人件費の増額及び受益者負担金の還付によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第

1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長(石井 浩二) 議案書の25ページです。

議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の31ページをお願いします。

第1条、平成28年度須恵町の水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出。第1款第1項営業費用、補正額336万7,000円。主なものは、産休職員の代替による臨時職員の人件費及び浄水場職員の退職による慰労金でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。第1款第2項企業債、補正額1,330万円は、緊急時用連絡管に伴う企業債の増額でございます。

第3項、国庫補助金、補正額マイナス1,330万4,000円は、同じく緊急時用連絡管に伴う補助金確定による減額でございます。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,018万9,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次の32ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものでございます。起債の目的、水道事業債。変更前限度額7,480万円を変更後8,810万円に。緊急時用連絡管に伴う企業債の総額でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 報告第2号

○議長（三角 良人） 日程第20、報告第2号平成27年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） では、議案書は26ページをお願いいたします。

報告第2号平成27年度須恵町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化の規定によりまして、監査委員の意見をつけまして、別紙のとおり報告いたします。

次の27ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質赤字比率及び特別会計水道事業会計を含めましたところの連結実質赤字はございません。

次に、実質公債比率は7.6%。前年度が8.5%でしたので、0.9ポイントよい方へ下がっております。

将来負担比率は33.9%。こちらのほうは、10.3ポイント上昇しましたが、この基準比率は350%ですので、健全化の範囲内の比率でございます。

以上のとおり報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第21. 報告第3号

○議長（三角 良人） 日程第21、報告第3号平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の28ページをお願いします。

報告第3号平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、別紙のとおり報告するものでございます。

29ページをお願いします。

1番、平成27年度公営企業の資金不足比率でございます。

特別会計の名称。水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも、資金不足比率には該当しませんので、御報告いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

日程第22. 請願

○議長（三角 良人） 日程第22、請願少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。1番議員、日本共産党の児玉求です。

少人数学級、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願であります。

請願者は、松尾 昇氏、須恵町大字須恵558の15にお住まいです。

請願趣旨といたしましては、平成23年度に義務標準法の改正が行われ、小学校1年生の35人以下学級が実現いたしました。また、24年度には加配措置とはいえ、2年生の35人以下学級が実現いたしました。同時に、改正条文の附則では、小学校2年生から中学3年生までの学級編成標準の順次改正を検討することが明記されました。しかし、検討課題とされたままで現在には至っておりません。

既に、新学習指導要領による教育が小・中学校で行われております。授業時数や指導内容の増加に伴い、学力の保障は大きな課題となっております。

本町においても、少人数指導の必要性を認識し、これまで、学力向上や特別支援にかかわる職員の配置等を独自に行ってきました。国の施策として、義務教育費国庫負担制度の拡充が実現できれば財源保障され、一層の拡充ができることは間違いありません。

全国どこに住んでいても、教育の機会均等は憲法で保障されております。これからの社会を築いていく子どもたちです。その一人一人の子どもたちに対して、心豊かで、たくましく、意欲を持って学習できる教育条件を整えていくことは極めて重要であり、少人数学級は教育水準を引き上げる最も有効な手段であります。

以上の観点から、平成29年度政府予算編成において、その実現に向けて、地方自治法第99条の規定に基づき意見書提出の請願がありました。

審議をよろしく願いいたします。

それと、資料をつけておりますので、そちらも参照してください。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本請願の取り扱いを文教厚生委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請を、文教厚生委員会に付託します。

日程第23. 陳情

○議長（三角 良人） 日程第23、陳情玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、玄海原発において重大事故が起きたときに、放射性物質から住民の命を守る最低限度の備えとして、安定ヨウ素剤を全ての住民に対して事前に配布できるように、国、県、市に働きかけることを求めた陳情でありますので、総務建設産業委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第三委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。次の本会議は、9月8日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時46分散会
